

外郭団体の合併について

1 経緯等

(1) 公益法人制度改革関連法の施行に伴う検討の開始(平成20年12月)

財団法人横浜市臨海環境保全事業団(以下「臨海環境保全事業団」)は、法施行を受け、公益認定を受けるために今後の団体のあり方について検討を開始。

類似業務を行う財団法人横浜市緑の協会(以下「緑の協会」)と整備法*に基づき合併について協議。

(*整備法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

(2) 合併契約の承認(平成22年3月)

両団体の理事会が合併契約を承認(29日臨海環境保全事業団、30日緑の協会)。

(3) 合併申請(同年7月予定)

両団体が主務官庁(神奈川県知事)に申請(認可後、債権者保護手続き)。

(4) 合併登記(同年10月予定) 合併の効力が発生。

【参考】両団体の概要(平成22年4月1日現在)

【緑の協会(存続予定団体)】	【臨海環境保全事業団(消滅予定団体)】
1 設立年月日 昭和54年3月15日	1 設立年月日 昭和56年9月1日
2 所在地 横浜市中区吉田町65番地	2 所在地 横浜市金沢区海の公園10番
3 基本財産 1,500万円	3 基本財産 5億9,250万円
4 役員 理事 13人、監事 2人	4 役員 理事 15人、監事 2人
5 主な事業 よこはま緑の街づくり基金事業 都市緑化の推進に関する事業 公園緑地・動物園の管理 等	5 主な事業 公園施設の維持管理事業 緑化・環境美化推進事業 海の公園環境創造事業 等

2 合併後の団体

(1) 名称 財団法人横浜市緑の協会

(2) 寄附行為 現行の緑の協会の寄附行為を承継。

(3) 財産及び事業 臨海環境保全事業団の財産及び事業は、緑の協会に承継。

なお、臨海環境保全事業団の基本財産のうち、5億1,050万円(設立時の基本財産相当額)については、臨海部の環境保全活動を推進する事業への充当を目的とし、本市に寄附することが同団体の理事会で承認済み。今後、神奈川県知事の承認を得た後、本市に寄附される予定。